

改正後

別表（第四条、第五条関係）

生産品目				調査の範囲		調査の種類
				事業所	特定事業所	
鉄鋼及び鉄鋼加工製品	鉄鋼	高炉鉄 フェロアロイ 粗鋼 鋼半製品 鍛鋼品 鋳鋼品		全部		鉄鋼月報（その一） 鉄鋼月報（その九）
		普通鋼熱間圧延鋼材	一般普通鋼熱間圧延鋼材 再生普通鋼熱間圧延鋼材	全部		鉄鋼月報（その二） 鉄鋼月報（その九）
		普通鋼冷間仕上鋼材 めっき鋼材及び冷間ロール 成型形鋼	磨帯鋼・冷延鋼板 冷延広幅帯鋼 冷延電気鋼帯 ブリキ ティンフリースチール 亜鉛めっき鋼板 その他の金属めっき鋼板 軽量形鋼	全部		鉄鋼月報（その四） 鉄鋼月報（その九）
			磨棒鋼 鉄線 冷間圧造用炭素鋼線 硬鋼線 溶接棒心線 針金 亜鉛めっき硬鋼線	従事者三十名 以上のもの		鉄鋼月報（その七）
		特殊鋼熱間圧延鋼材		全部		鉄鋼月報（その五） 鉄鋼月報（その九）
		特殊鋼冷間仕上鋼材	磨帯鋼 冷延広幅帯鋼 冷延鋼板	全部		鉄鋼月報（その五） 鉄鋼月報（その九）
			磨棒鋼 冷間圧造用炭素鋼線 P C 鋼線 ピアノ線 ステンレス鋼線 その他の特殊鋼線	従事者三十名 以上のもの		鉄鋼月報（その七）
		鋼管	普通鋼鋼管 特殊鋼鋼管	全部		鉄鋼月報（その六） 鉄鋼月報（その九）
		鋳鉄管		従事者三十名 以上のもの		鉄鋼月報（その七）
		<u>鉄粉・鉄系粉末</u>		<u>従事者三十名 以上のもの</u>		<u>鉄鋼月報（その七）</u>
	鉄鋼加工製品	鋼索 P C 鋼より線 金網 鉄くぎ 電気溶接棒 ドラム缶 十八リットル缶 食缶 一般缶		従事者三十名 以上のもの		鉄鋼月報（その七）
一般機械器具	ボイラ及び原動機（自動車用、二輪自動車用、鉄道車両用及び航空機用のものを除く。）	内燃機関 ボイラ 蒸気タービン ガスタービン	はん用内燃機関 船用ディーゼル機関	従事者五十名 以上のもの	経済産業大臣の 指定するもの	機械器具月報（その一）

現 行

別表（第四条、第五条関係）

生産品目				調査の範囲		調査の種類
				事業所	特定事業所	
鉄鋼及び鉄鋼加工製品	鉄鋼	鉄線 フェロアロイ 粗鋼 鋼半製品 鍛鋼品 鋳鋼品		全部		鉄鋼月報（その一） 鉄鋼月報（その九）
		普通鋼熱間圧延鋼材	一般普通鋼熱間圧延鋼材 再生普通鋼熱間圧延鋼材	全部		鉄鋼月報（その二） 鉄鋼月報（その九）
		普通鋼冷間仕上鋼材 めっき鋼材及び冷間ロール 成型形鋼	磨帯鋼・冷延鋼板 冷延広幅帯鋼 冷延電気鋼帯 ブリキ ティンフリースチール 亜鉛めっき鋼板 その他の金属めっき鋼板 <u>簡易鋼欠板</u> 軽量形鋼	全部		鉄鋼月報（その四） 鉄鋼月報（その九）
			磨棒鋼 鉄線 冷間圧造用炭素鋼線 硬鋼線 溶接棒心線 針金 亜鉛めっき硬鋼線	従事者三十名 以上のもの		鉄鋼月報（その七）
		特殊鋼熱間圧延鋼材		全部		鉄鋼月報（その五） 鉄鋼月報（その九）
		特殊鋼冷間仕上鋼材	磨帯鋼 冷延広幅帯鋼 冷延鋼板	全部		鉄鋼月報（その五） 鉄鋼月報（その九）
			磨棒鋼 冷間圧造用炭素鋼線 P C 鋼線 ピアノ線 ステンレス鋼線 その他の特殊鋼線	従事者三十名 以上のもの		鉄鋼月報（その七）
		鋼管	普通鋼鋼管 特殊鋼鋼管	全部		鉄鋼月報（その六） 鉄鋼月報（その九）
		鋳鉄管		従事者三十名 以上のもの		鉄鋼月報（その七）
	鉄鋼加工製品	鋼索 P C 鋼より線 金網 鉄くぎ 電気溶接棒 ドラム缶 十八リットル缶 食缶 一般缶		従事者三十名 以上のもの		鉄鋼月報（その七）
一般機械器具	ボイラ及び原動機（自動車用、二輪自動車用、鉄道車両用及び航空機用のものを除く。）	内燃機関 ボイラ 蒸気タービン ガスタービン	はん用内燃機関 船用ディーゼル機関	従事者五十名 以上のもの	経済産業大臣の 指定するもの	機械器具月報（その一）

改正後

現 行

土木建設機械、鉱山機械及び破砕機	土木建設機械 鉱山機械（せん孔機・さく岩機） 破砕機	建設用クレーン 掘削機械 整地機械 アスファルト舗装機械 コンクリート機械 基礎工事用機械	従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その二）
化学機械及び貯蔵槽	化学機械 貯蔵槽	ろ過機器 分離機器 集じん機器 熱交換器 混合機、かくはん機及び粉砕機 反作用機器 塔槽機器 乾燥機器	従事者五十名以上のもの		機械器具月報（その三）
プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械	プラスチック加工機械 印刷機械 製版機械 製本機械 紙工機械	射出成形機（手動式を除く。） 押出成形機 押出成形付属装置 ブロー成形機	従事者五十名以上のもの		機械器具月報（その三）
			従事者三十名以上のもの		機械器具月報（その三）
ポンプ、圧縮機及び送風機（自動車用、二輪自動車用及び航空機用のものを除く。）	ポンプ（手動式及び消防ポンプを除く。） 真空ポンプ 圧縮機 送風機（排風機を含み、電気ブローを除く。）		従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その四）
油圧機器及び空気圧機器（航空機用のものを除く。）	油圧機器 空気圧機器		従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その五）
運搬機械及び産業用ロボット	クレーン 巻上機 コンベヤ エレベータ（自動車用を除く。） エスカレータ 機械式駐車装置 自動立体倉庫装置 産業用ロボット		従事者五十名以上のもの		機械器具月報（その六）
動力伝導装置	固定比減速機（自動車用、二輪自動車用、自転車用及び航空機用のものを除く。） 歯車（粉末や金製品を除く。） スチールチェーン		従事者五十名以上のもの		機械器具月報（その三）
農業用機械器具及び木材加工機械	農業用機械器具 木材加工機械	整地用機器及び付属品 栽培用機器 管理用機器 収穫調整用機器	従事者三十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その七）
金属工作機械	旋盤 研削盤 歯切り盤及び歯車仕上げ機械 専用機 マシニングセンタ その他の金属工作機械		従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その四）
金属加工機械及び鋳造装置	金属加工機械 鋳造装置	金属一次製品製造機械 第二次金属加工機械 ダイカストマシン 鋳型機械 砂処理・製品処理機械及び装置	従事者三十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その八）

土木建設機械、鉱山機械及び破砕機	土木建設機械 鉱山機械（せん孔機・さく岩機） 破砕機	建設用クレーン 掘削機械 整地機械 アスファルト舗装機械 コンクリート機械 基礎工事用機械 破砕機	従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その二）
化学機械及び貯蔵槽	化学機械 貯蔵槽	ろ過機器 分離機器 集じん機器 熱交換器 混合機、かくはん機及び粉砕機 反作用機器 塔槽機器 乾燥機器	従事者五十名以上のもの		機械器具月報（その三）
プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械	プラスチック加工機械 印刷機械 製版機械 製本機械 紙工機械	射出成形機（手動式を除く。） 押出成形機 押出成形付属装置 ブロー成形機	従事者五十名以上のもの		機械器具月報（その四）
			従事者三十名以上のもの		機械器具月報（その四）
ポンプ、圧縮機及び送風機（自動車用、二輪自動車用及び航空機用のものを除く。）	ポンプ（手動式及び消防ポンプを除く。） 真空ポンプ 圧縮機 送風機（排風機を含み、電気ブローを除く。）		従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その六）
油圧機器及び空気圧機器（航空機用のものを除く。）	油圧機器 空気圧機器		従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その七）
運搬機械及び産業用ロボット	クレーン 巻上機 コンベヤ エレベータ（自動車用を除く。） エスカレータ 機械式駐車装置 自動立体倉庫装置 産業用ロボット		従事者五十名以上のもの		機械器具月報（その八）
動力伝導装置	固定比減速機（自動車用、二輪自動車用、自転車用及び航空機用のものを除く。） 歯車（粉末や金製品を除く。） スチールチェーン		従事者五十名以上のもの		機械器具月報（その九）
農業用機械器具及び木材加工機械	農業用機械器具 木材加工機械	整地用機器及び付属品 栽培用機器 管理用機器 収穫調整用機器	従事者三十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十）
金属工作機械	旋盤 研削盤 歯切り盤及び歯車仕上げ機械 専用機 マシニングセンタ その他の金属工作機械		従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十一）
金属加工機械及び鋳造装置	金属加工機械 鋳造装置	金属一次製品製造機械 第二次金属加工機械 ダイカストマシン 鋳型機械 砂処理・製品処理機械及び装置	従事者三十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十二）

改正後

現 行

食料品加工機械、包装機械及び荷造機械（手動式のものを除く。）	食料品加工機械 包装機械及び荷造機械	個装・内装機械 外装・荷造機械	従事者三十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その九）</u>
事務用機械	複写機（ジアン式等を除く。） 金銭登録機	デジタル機 フルカラー機	従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その二）</u>
ミシン及び繊維機械	ミシン	家庭用ミシン 工業用ミシン	従事者三十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その九）</u>
	繊維機械		従事者五十名以上のもの		<u>機械器具月報（その九）</u>
冷凍機及び冷凍機応用製品	冷凍機 冷凍機応用製品	エアコンディショナ 冷凍・冷蔵ショーケース フリーザ（業務用冷凍庫を含む。） 除湿機 製氷機 チリングユニット（ヒートポンプ式を含む。） 冷凍・冷蔵ユニット	従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その十）</u>
	冷凍機及び冷凍機応用製品の捕器 冷凍・空調用冷却塔				
業務用サービス機器	自動販売機 自動改札機・自動入場機 業務用洗濯機 自動車用洗浄機器		従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その二）</u>
軸受、軸受メタル及びプッシュ	軸受 軸受メタル プッシュ	玉軸受 ころ軸受 軸受ユニット	従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その十一）</u>
鉄構物及び架線金物	鉄構物	鉄骨 軽量鉄骨 橋りょう 鉄塔 水門（水門巻上機を含む。）	従事者五十名以上のもの		<u>金属・非鉄金属月報（その五）</u>
	架線金物	送変電用 配電用 通信線路用及び電率線用	従事者三十名以上のもの		
ばね	かさね板ばね つるまきばね ねじり棒ばね 線ばね うす板ばね		従事者三十名以上のもの		<u>金属・非鉄金属月報（その六）</u>
金型	プレス用金型 鍛造用金型 鋳造用金型 ダイカスト用金型 プラスチック用金型 粉末や金用金型		従事者三十名以上のもの		<u>機械器具月報（その三）</u>
機械工具	特殊鋼切削工具 ダイヤモンド工具 C（W）BN工具 超硬工具	ドリル（木工用を除く。） ミーリングカッター ギヤーカッタ（ねじフライスを含む。） ブローチ タップ及びダイス リーマ・バイト	従事者三十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その九）</u>

食料品加工機械、包装機械及び荷造機械（手動式のものを除く。）	食料品加工機械 包装機械及び荷造機械	個装・内装機械 外装・荷造機械	従事者三十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その十四）</u>
事務用機械	複写機（ジアン式等を除く。） 金銭登録機	デジタル機 フルカラー機	従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その十六）</u>
ミシン及び繊維機械	ミシン	家庭用ミシン 工業用ミシン	従事者三十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その十七）</u>
	繊維機械		従事者五十名以上のもの		<u>機械器具月報（その十七）</u>
冷凍機及び冷凍機応用製品	冷凍機 冷凍機応用製品	エアコンディショナ 冷凍・冷蔵ショーケース フリーザ（業務用冷凍庫を含む。） 除湿機 製氷機 チリングユニット（ヒートポンプ式を含む。） 冷凍・冷蔵ユニット	従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その十八）</u>
	冷凍機及び冷凍機応用製品の捕器 冷凍・空調用冷却塔				
業務用サービス機器	自動販売機 自動改札機・自動入場機 業務用洗濯機 自動車用洗浄機器		従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その十九）</u>
軸受、軸受メタル及びプッシュ	軸受 軸受メタル プッシュ	玉軸受 ころ軸受 軸受ユニット	従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その二十）</u>
鉄構物及び架線金物	鉄構物	鉄骨 軽量鉄骨 橋りょう 鉄塔 水門（水門巻上機を含む。） <u>鋼管（ベンディングロールで成型したものに限る。）</u>	従事者五十名以上のもの		<u>鉄構物及び架線金物月報</u>
	架線金物	送変電用 配電用 通信線路用及び電率線用	従事者三十名以上のもの		
ばね	かさね板ばね つるまきばね ねじり棒ばね 線ばね うす板ばね <u>ばね座金</u>		従事者三十名以上のもの		<u>ばね月報</u>
金型	プレス用金型 鍛造用金型 鋳造用金型 ダイカスト用金型 プラスチック用金型 <u>ガラス用金型</u> <u>ゴム用金型</u> 粉末や金用金型		従事者三十名以上のもの		<u>機械器具月報（その二十三）</u>
機械工具	特殊鋼切削工具 ダイヤモンド工具 C（W）BN工具 超硬工具	ドリル（木工用を除く。） ミーリングカッター ギヤーカッタ（ねじフライスを含む。） ブローチ タップ及びダイス リーマ・バイト	従事者三十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その二十四）</u>

改正後

現 行

	弁及び管継手 管継手	バルブ及びコック		従事者三十名 以上のもの		<u>金属・非鉄金属月報（その七）</u>
	空気動工具、 作業工具、の こ刃及び機械 刃物	空気動工具 のこ刃		従事者三十名 以上のもの		<u>金属・非鉄金属月報（その六）</u>
		作業工具		従事者二十名 以上のもの		
	ガス機器及び 石油機器	ガス機器 石油機器	ガスこんろ ガス湯沸器 ガス温水給湯暖房機 ガス風呂がま ガス温風暖房機・ガスストーブ 石油ストーブ 石油温風暖房機 石油温水給湯暖房機	従事者五十名 以上のもの		<u>金属・非鉄金属月報（その六）</u>
	半導体製造装 置及びフラッ トパネル・デ イスプレイ製 造装置	半導体製造装置 フラットパネル・ディス プレイ製造装置		従事者五十名 以上のもの		<u>機械器具月報（その三）</u>
電 気 機 械 器 具	回転電気機械 （航空機用の ものを除く。）	直流機 交流発電機 電動機 電動機一体機器		従事者五十名 以上のもの		<u>機械器具月報（その十二）</u>
	静止電気機械 器具（航空機 用のものを除 く。）	変圧器（電子機器に組み込 まれるものを除く。） 電力変換装置 コンデンサ（電子機器用の ものを除く。）		従事者五十名 以上のもの		<u>機械器具月報（その十三）</u>
		リアクトル 電気炉 電気溶接機				
	開閉制御装置 （航空機用の ものを除く。）	開閉制御装置 開閉機器		従事者五十名 以上のもの		<u>機械器具月報（その五）</u>
	民生用電気機 械器具	電気がま 食器洗い乾燥機 電気冷蔵庫 クッキングヒーター 換気扇 電気温水器 自然冷媒ヒートポンプ式給 湯機 家庭用電気井戸ポンプ 電気洗濯機 電気掃除機 温水洗浄便座		従事者五十名 以上のもの	経済産業大臣の 指定するもの	<u>機械器具月報（その二）</u>
	電球、配線及び電気照明器 具	電球 配線及び電気照明器具	白熱電球 放電ランプ LEDランプ 配線器具 電気照明器具	従事者五十名 以上のもの	経済産業大臣の 指定するもの	<u>機械器具月報（その二）</u>
	通信機械器具 及び無線応用 装置	電話機 電話応用装置 交換機 搬送装置 無線通信機器（衛星通信装 置を含む。） ネットワーク接続機器	ボタン電話装置 インターホン	従事者五十名 以上のもの	経済産業大臣の 指定するもの	<u>機械器具月報（その十四）</u>

	弁及び管継手 管継手	バルブ及びコック		従事者三十名 以上のもの		<u>弁及び管継手月報</u>
	空気動工具、 作業工具、の こ刃及び機械 刃物	空気動工具 のこ刃		従事者三十名 以上のもの		<u>空気動工具、作業工具、のこ刃 及び機械刃物月報</u>
		作業工具		従事者二十名 以上のもの		
	ガス機器、石 油機器及び太 陽熱温水器	ガス機器 石油機器 太陽熱温水器	ガスこんろ ガス湯沸器 ガス温水給湯暖房機 ガス風呂がま ガス温風暖房機・ガスストーブ 石油ストーブ 石油温風暖房機 石油温水給湯暖房機	従事者五十名 以上のもの		<u>ガス機器、石油機器及び太陽熱 温水器月報</u>
	半導体製造装 置及びフラッ トパネル・デ イスプレイ製 造装置	半導体製造装置 フラットパネル・ディス プレイ製造装置		従事者五十名 以上のもの		<u>機械器具月報（その五十七）</u>
電 気 機 械 器 具	回転電気機械 （航空機用の ものを除く。）	直流機 交流発電機 電動機 電動機一体機器		従事者五十名 以上のもの		<u>機械器具月報（その二十八）</u>
	静止電気機械 器具（航空機 用のものを除 く。）	変圧器（電子機器に組み込 まれるものを除く。） 電力変換装置 コンデンサ（電子機器用の ものを除く。） <u>逆変装置</u>		従事者五十名 以上のもの		<u>機械器具月報（その二十九）</u>
		リアクトル 電気炉 電気溶接機				
	開閉制御装置 （航空機用の ものを除く。）	開閉制御装置 開閉機器		従事者五十名 以上のもの		<u>機械器具月報（その三十）</u>
	民生用電気機 械器具	電気がま 食器洗い乾燥機 電気冷蔵庫 クッキングヒーター 換気扇 電気温水器 自然冷媒ヒートポンプ式給 湯機 家庭用電気井戸ポンプ 電気洗濯機 電気掃除機 温水洗浄便座 <u>電気かみそり</u> <u>電気マッサージ器具</u>		従事者五十名 以上のもの	経済産業大臣の 指定するもの	<u>機械器具月報（その三十一）</u>
	電球、配線及び電気照明器 具	電球 配線及び電気照明器具	白熱電球 放電ランプ LEDランプ 配線器具 電気照明器具	従事者五十名 以上のもの	経済産業大臣の 指定するもの	<u>機械器具月報（その三十二）</u>
	通信機械器具 及び無線応用 装置	電話機 電話応用装置 交換機 搬送装置 無線通信機器（衛星通信装 置を含む。） ネットワーク接続機器	ボタン電話装置 インターホン	従事者五十名 以上のもの	経済産業大臣の 指定するもの	<u>機械器具月報（その三十三）</u>

改正後

現 行

民生用電子機械器具	デジタルカメラ カーオーディオ カーナビゲーションシステム		従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その二）</u>
電子部品	受動部品 接続部品 電子回路基板 電子回路実装基板 音響部品 スイッチング電源	抵抗器 固定コンデンサ <u>変成器</u> 機能部品 スイッチ（通信・電子装置用に限る。） コネクタ リレー（有線通信機器用に限る。）	従事者五十名以上のもの		<u>機械器具月報（その五）</u>
電子管、半導体素子、集積回路、液晶素子及び太陽電池モジュール	電子管 シリコンエハ（ <u>回路形成</u> <u>装置</u> ） 半導体素子 集積回路 アクティブ型液晶素子 太陽電池モジュール		従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その十五）</u>
電子計算機及び情報端末	電子計算機本体 情報端末	はん（汎）用コンピュータ（メインフレーム）・ミッドレンジコンピュータ パーソナルコンピュータ	従事者五十名以上のもの		<u>機械器具月報（その二）</u>
電気計測器及び電子応用装置	電気計器 電気測定器 プロセスオートメーション用計測制御機器 ガス警報器 X線装置 放射性物質応用機器 超音波応用装置 その他の電子応用装置		従事者五十名以上のもの		<u>機械器具月報（その十六）</u>
電池	乾電池 蓄電池	酸化銀電池 アルカリマンガン乾電池 リチウム電池 鉛蓄電池 アルカリ蓄電池 リチウムイオン蓄電池	従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その十七）</u>
輸送機械器具	自動車（戦闘用自動車を除く。） バスシャシー（完成車を含む。） トラックシャシー（完成車を含む。） 特殊自動車 トレーラ 二輪自動車（モータースクータを含む。） 車体		従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その二）</u>
自動車部品及び内燃機関電装品	自動車部品 内燃機関電装品（自動車用以外のものを含む。） 二輪自動車部品	エンジン ショックアブソーバ ブレーキ装置	従事者五十名以上のもの		<u>機械器具月報（その五）</u>
自転車及び車いす（原動機付自転車を除く。）	完成自転車		従事者十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その二）</u>
	車いす		従事者三十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その二）</u>

民生用電子機械器具	<u>薄型テレビ</u> デジタルカメラ カーオーディオ カーナビゲーションシステム <u>組置器</u>		従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その三十四）</u>
電子部品	受動部品 接続部品 電子回路基板 電子回路実装基板 音響部品 <u>メモリ部品（磁気テープ・半ディスク）</u> スイッチング電源	抵抗器 固定コンデンサ <u>トランス</u> <u>インダクタ（コイルを含む。）</u> 機能部品 スイッチ（通信・電子装置用に限る。） コネクタ リレー（有線通信機器用に限る。）	従事者五十名以上のもの		<u>機械器具月報（その三十五）</u>
電子管、半導体素子、集積回路、液晶素子及び太陽電池モジュール	電子管 半導体素子 集積回路 アクティブ型液晶素子 太陽電池モジュール		従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その三十六）</u>
電子計算機及び情報端末	電子計算機本体 情報端末	はん（汎）用コンピュータ（メインフレーム）・ミッドレンジコンピュータ パーソナルコンピュータ	従事者五十名以上のもの		<u>機械器具月報（その三十七）</u>
電気計測器及び電子応用装置	電気計器 電気測定器 プロセスオートメーション用計測制御機器 ガス警報器 X線装置 放射性物質応用機器 <u>放射線測定器</u> 超音波応用装置 その他の電子応用装置		従事者五十名以上のもの		<u>機械器具月報（その三十八）</u>
電池	乾電池 蓄電池	酸化銀電池 アルカリマンガン乾電池 リチウム電池 鉛蓄電池 アルカリ蓄電池 リチウムイオン蓄電池	従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その三十九）</u>
輸送機械器具	自動車（戦闘用自動車を除く。） バスシャシー（完成車を含む。） トラックシャシー（完成車を含む。） 特殊自動車 トレーラ 二輪自動車（モータースクータを含む。） 車体		従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その四十）</u>
自動車部品及び内燃機関電装品	自動車部品 内燃機関電装品（自動車用以外のものを含む。） 二輪自動車部品	エンジン 燃料噴射装置 ショックアブソーバ <u>計器類</u> ブレーキ装置	従事者五十名以上のもの		<u>機械器具月報（その四十一）</u>
自転車及び車いす（原動機付自転車を除く。）	完成自転車		従事者十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その四十三）</u>
	車いす		従事者三十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その四十三）</u>

改正後

現 行

	産業車両	動力付運搬車		従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その十八）</u>
	航空機	航空機 機体部品・付属装置 発動機 補機（発動機の付属品を含む。） 航空計器・操縦訓練用設備		全部		<u>機械器具月報（その十九）</u>
精密機械器具	計測機器	測定機器 試験機		従事者五十名以上のもの		<u>機械器具月報（その九）</u>
	光学機械器具及び時計	光学機械器具 時計	カメラ カメラ用交換レンズ 完成品 ムーブメント（自己消費を除く。）	従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その二）</u>
その他の機械	粉末や金製品（超硬チップを除く。）	粉末や金製品（超硬チップを除く。）		従事者三十名以上のもの		<u>金属・非鉄金属月報（その五）</u>
	鍛造品	鍛造品	鉄系鍛造品 アルミニウム系鍛造品	従事者二十名以上のもの		<u>金属・非鉄金属月報（その五）</u>
		鉄鍛造物	鉄鍛造物 球状黒鉛鉄	従事者三十名以上のもの		<u>金属・非鉄金属月報（その八）</u>
		可鍛鉄及び精密鍛造品	可鍛鉄 精密鍛造品	従事者三十名以上のもの		<u>金属・非鉄金属月報（その八）</u>
		非鉄金属鍛物	銅・銅合金鍛物	従事者十名以上のもの		<u>金属・非鉄金属月報（その八）</u>
			アルミニウム鍛物	従事者二十名以上のもの		<u>金属・非鉄金属月報（その八）</u>
		ダイカスト		従事者三十名以上のもの		<u>金属・非鉄金属月報（その八）</u>
繊維工業品	化学繊維	再生半合成繊維 合成繊維		従事者三十名以上のもの	二以上の事業所を有するもの	<u>繊維・生活用品月報（その一）</u>
	紡績糸	綿糸（コンデンサー糸を含む。） <u>毛紡績糸</u>		従事者二十名以上のもの又は精紡機八百種以上を有するもの	二以上の事業所を有するもの	<u>繊維・生活用品月報（その一）</u>
		<u>化学繊維紡績糸</u>				
	織物（細幅織物を除く。）	織物	綿織物 毛織物 絹・絹紡織物 ビスコーススフ織物 人絹・アセテート織物 合成繊維織物	従事者十名以上のもの	二以上の事業所を有するもの	<u>繊維・生活用品月報（その一）</u>
		タイヤコード				
	タフテッドカーペット・不織布	タフテッドカーペット（不織布カーペットを除く。） 不織布		従事者二十名以上のもの		<u>繊維・生活用品月報（その二）</u>
	染色整理した織物及びニット生地	染色整理した織物及びニット生地		主たる工程を動力による機械設備によって行うものであって従事者二十名以上のもの		<u>繊維・生活用品月報（その三）</u>

	産業車両	動力付運搬車		従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その四十四）</u>
	航空機	航空機 機体部品・付属装置 発動機 補機（発動機の付属品を含む。） 航空計器・操縦訓練用設備		全部		<u>機械器具月報（その四十五）</u>
精密機械器具	計測機器	測定機器 試験機 <u>測量機器</u>		従事者五十名以上のもの		<u>機械器具月報（その四十六）</u>
	光学機械器具及び時計	光学機械器具 時計	カメラ カメラ用交換レンズ 完成品 ムーブメント（自己消費を除く。）	従事者五十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	<u>機械器具月報（その四十七）</u>
その他の機械	粉末や金製品（超硬チップを除く。）	粉末や金製品（超硬チップを除く。）		従事者三十名以上のもの		<u>粉末や金製品月報（超硬チップを除く）</u>
	鍛造品	鍛造品	鉄系鍛造品 アルミニウム系鍛造品	従事者二十名以上のもの		<u>鍛造品月報</u>
		鉄鍛造物	鉄鍛造物 球状黒鉛鉄	従事者三十名以上のもの		<u>鉄鍛造物月報</u>
		可鍛鉄及び精密鍛造品	可鍛鉄 精密鍛造品	従事者三十名以上のもの		<u>可鍛鉄及び精密鍛造品月報</u>
		非鉄金属鍛物	銅・銅合金鍛物	従事者十名以上のもの		<u>非鉄金属鍛物月報</u>
			アルミニウム鍛物	従事者二十名以上のもの		<u>非鉄金属鍛物月報</u>
		ダイカスト		従事者三十名以上のもの		<u>ダイカスト月報</u>
繊維工業品	化学繊維	再生半合成繊維 合成繊維		従事者三十名以上のもの	二以上の事業所を有するもの	<u>化学繊維月報</u>
	紡績糸	綿糸（コンデンサー糸を含む。） <u>羊毛糸</u> <u>紡毛糸</u> <u>絹糸</u> <u>再生・半合成繊維糸</u> <u>アクリル糸</u> <u>ポリエステル糸</u> <u>その他の合成繊維糸</u>		従事者二十名以上のもの又は精紡機八百種以上を有するもの	二以上の事業所を有するもの	<u>紡績糸月報</u>
	織物（細幅織物を除く。）	織物	綿織物 毛織物 絹・絹紡織物 ビスコーススフ織物 人絹・アセテート織物 合成繊維織物	従事者十名以上のもの	二以上の事業所を有するもの	<u>織物生産月報</u>
		<u>タオル</u> タイヤコード				
	タフテッドカーペット・フェルト・不織布	タフテッドカーペット（不織布カーペットを除く。） <u>プレスフェルト（ニードルフェルトを除く。）</u> 不織布		従事者二十名以上のもの		<u>タフテッドカーペット・フェルト・不織布月報</u>
	染色整理した織物及びニット生地	染色整理した織物及びニット生地		主たる工程を動力による機械設備によって行うものであって従事者二十名以上のもの		<u>染色整理月報</u>

改正後

現 行

	ニット生地並びにニット製品及び織物製衣服	ニット生地	ニット製品	外衣・手袋 下着・補整着・寝着類 靴下	従事者三十名以上のもの		繊維・生活用品月報（その四）
			織物製衣服				
		ふとん・網・網、細幅織物・レース	ふとん		従事者二十名以上のもの		繊維・生活用品月報（その二）
			漁網・陸上綱 合成繊維綱		従事者二十名以上のもの		
パルプ・紙及び紙加工品	パルプ	製紙パルプ			全部		紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その一）
		紙	紙（手すきの紙を除く。）	新聞巻取紙 印刷・情報用紙 包装用紙 衛生用紙 雑種紙	全部		紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その一）
		板紙		段ボール原紙 紙器用板紙 雑板紙	全部		紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その一）
		紙加工品	段ボール紙袋		従事者五十名以上のもの		紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その二）
印刷	印刷	紙おむつ			全部	経済産業大臣の指定するもの	紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その二）
		印刷	出版印刷 商業印刷 事務用印刷 包装印刷 建築材料印刷 その他の印刷		従事者百名以上のもの		紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品月報（その四）
		雑貨工業品	楽器	ピアノ 電子ピアノ・電子オルガン・電子キーボード類（ミニキーボードを除く。） 管楽器 ギター・電気ギター	従事者二十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	繊維・生活用品月報（その二）
			家具	金属製家具 木製家具	従事者五十名以上のもの		繊維・生活用品月報（その二）
雑貨工業品	雑貨工業品		軽金属板製品（他に掲げる品目に属するものを除く。）		従事者二十名以上のもの		金属・非鉄金属月報（その一）
			文具	鉛筆 シャープペンシル ボールペン マーカーペン クレヨン・パス・水彩絵の具 修正テープ・修正液	従事者二十名以上のもの		繊維・生活用品月報（その二）
			玩具	機械玩具（可動装置を有するもの。） プラスチック製玩具（可動装置を有しないもの。）	従事者十名以上のもの		繊維・生活用品月報（その五）
			革靴		従事者十名以上のもの		繊維・生活用品月報（その二）
			製革（牛革、馬革、豚革、めん羊革及びやぎ革に限る。）		従事者十名以上のもの		繊維・生活用品月報（その六）

	ニット生地並びにニット製品及び織物製衣服	ニット生地	ニット製品	外衣 下着・補整着・寝着類 靴下 手袋 外衣 下着・補整着・寝着類	従事者三十名以上のもの		ニット・衣服縫製月報
			織物製縫製品				
		製縫・ふとん・網・網、細幅織物・組ひも・レース	製縫・ふとん		従事者二十名以上のもの		二次製品月報（製縫・ふとん・網・網、細幅織物・組ひも・レース）
			漁網・陸上綱 合成繊維綱		従事者二十名以上のもの		
パルプ・紙及び紙加工品	パルプ	製紙パルプ			全部		パルプ月報
		紙	紙（手すきの紙を除く。）	新聞巻取紙 印刷・情報用紙 包装用紙 衛生用紙 雑種紙	全部		紙月報
		板紙		段ボール原紙 紙器用板紙 雑板紙	全部		板紙月報
		紙加工品	段ボール		従事者五十名以上のもの		段ボール月報
印刷	印刷	紙おむつ			全部	経済産業大臣の指定するもの	紙おむつ月報
		印刷	出版印刷 商業印刷 証券印刷 事務用印刷 包装印刷 建築材料印刷 その他の印刷		従事者百名以上のもの		印刷月報
		雑貨工業品	楽器	ピアノ 電子ピアノ・電子オルガン 電子キーボード類（ミニキーボードを除く。） 管楽器 ギター・電気ギター	従事者二十名以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	楽器月報
			家具	金属製家具 木製家具	従事者五十名以上のもの		家具月報
雑貨工業品	雑貨工業品		軽金属板製品（他に掲げる品目に属するものを除く。）		従事者二十名以上のもの		軽金属板製品月報
			文具	鉛筆 シャープペンシル ボールペン マーカーペン クレヨン・パス・水彩絵の具 修正液 修正テープ	従事者二十名以上のもの		文具月報
			玩具	機械玩具（可動装置を有するもの。） プラスチック製玩具（可動装置を有しないもの。）	従事者十名以上のもの		玩具月報
			革靴		従事者十名以上のもの		革靴月報
			製革（牛革、馬革、豚革、めん羊革及びやぎ革に限る。）		従事者十名以上のもの		製革月報

改正後

現 行

		ガラス製品（板ガラス及びガラス繊維を除いたもので、加工組立等をしないものに限る。）		従事者十名以上のもの		窯業・建材月報（その一）
		ほうろう鉄器		従事者二十名以上のもの		
		陶磁器	タイル 衛生用品 電気用品 台所・食卓用品 玩具・農物	従事者十名以上のもの		窯業・建材月報（その一）
		ファインセラミックス		従事者五名以上のもの		窯業・建材月報（その二）
化学工業品	無機薬品、顔料及び化学肥料	化学肥料	アンモニア 硝酸 硫酸アンモニウム（副生硫酸アンモニウムを除く。） 複合肥料（化成肥料のうち粒状のものに限る。） 酸性ソーダ 塩素ガス 液体塩素 塩酸 次亜塩素酸ナトリウム溶液	全部		化学月報
		ソーダ工業製品				
		石灰及び軽質カルシウム類	石灰 軽質炭酸カルシウム	従事者十五名以上のもの		
		ふっ化物 りん化合物 カリウム塩 亜鉛化合物 鉄化合物 顔料 酸化チタン カーボンブラック 活性炭 硫酸 その他の無機薬品	ふっ化水素酸 りん酸 水酸化カリウム 酸化亜鉛 酸化第二鉄 アゾ顔料 フタロシアニン系顔料 硫酸アルミニウム ポリ塩化アルミニウム よう素 けい酸ナトリウム 過酸化水素	全部		化学月報
		火薬及び爆薬				
		触媒（主として触媒に用いられる物質に限る。）		全部		化学月報
有機薬品		高压ガス、液体ガス及び固体ガス	酸素 窒素 アルゴン 水素 溶解アセチレン フルオロカーボン 炭酸ガス <u>半導体材料ガス</u>	全部		化学月報
		コールドール製品	コールドール 粗製ベンゼン クレオソート油	全部		化学月報
		環式中間物（石油化学製品であるものを除く。） 合成染料 有機ゴム薬品				

		ガラス製品（板ガラス及びガラス繊維を除いたもので、加工組立等をしないものに限る。）		従事者十名以上のもの		ガラス製品・ほうろう鉄器月報
		ほうろう鉄器		従事者二十名以上のもの		
		陶磁器	タイル 衛生用品 電気用品 台所・食卓用品 玩具・農物	従事者十名以上のもの		陶磁器月報
		ファインセラミックス		従事者五名以上のもの		ファインセラミックス月報
化学工業品	無機薬品、顔料及び化学肥料	化学肥料	アンモニア 硝酸 硫酸アンモニウム（副生硫酸アンモニウムを除く。） 複合肥料（化成肥料のうち粒状のものに限る。） 酸性ソーダ 塩素ガス 液体塩素 塩酸 次亜塩素酸ナトリウム溶液	全部		化学肥料・石灰及びソーダ工業製品月報
		ソーダ工業製品				
		石灰及び軽質カルシウム類	石灰 軽質炭酸カルシウム	従事者十五名以上のもの		
		ふっ化物 りん化合物 カリウム塩 亜鉛化合物 鉄化合物 顔料 酸化チタン カーボンブラック 活性炭 硫酸 その他の無機薬品	ふっ化水素酸 りん酸 水酸化カリウム 酸化亜鉛 酸化第二鉄 アゾ顔料 フタロシアニン系顔料 硫酸アルミニウム ポリ塩化アルミニウム よう素 けい酸ナトリウム 過酸化水素 <u>化学石こう</u> <u>火薬及び爆薬</u>	全部		無機薬品・火薬類月報
		火薬類				
		触媒（主として触媒に用いられる物質に限る。）		全部		触媒月報
有機薬品及び互感光材料		高压ガス、液体ガス及び固体ガス	酸素 窒素 アルゴン 水素 溶解アセチレン フルオロカーボン 炭酸ガス	全部		高压ガス月報
		コールドール製品	コールドール 粗製ベンゼン クレオソート油 ナフタリン <u>副生硫酸アンモニウム</u> <u>ジフェニルメタンジイソシアネート</u> <u>シクロヘキサシ</u> <u>無水フタル酸</u>	全部		コールドール製品・環式中間物及び合成染料月報
		環式中間物（石油化学製品であるものを除く。） 合成染料 有機ゴム薬品				

改正後

現 行

		ホルマリン 蒸留エチルアルコール 無水マレイン酸 可塑剤	フタル酸系可塑剤 りん酸系可塑剤	全部		化学月報
		石油化学製品	ポリエチレン ポリスチレン ポリプロピレン 石油樹脂 合成ゴム（合成ラテックスを含む。） スチレンモノマー フェノール ビスフェノールA 無水フタル酸 テレフタル酸 純ベンゼン 純トルエン キシレン パラキシレン エチレン 酸化エチレン エチレングリコール エチレングリコールエーテル アセトアルデヒド 二塩化エチレン プロピレン 酸化プロピレン ポリプロピレングリコール エピクロヒドリン イソプロピルアルコール 合成アセトン メチルイソブチルケトン アクリロニトリル アクリル酸エステル 合成オクタノール 合成ブタノール メチルエチルケトン ブタン・ブチレン ブタジエン 分解ガソリン <u>半導体製造用薬液</u>	全部		化学月報
	プラスチック	プラスチック（石油化学製品月報に掲げるものを除く。）		全部		化学月報
	油脂製品、石けん、合成洗剤等及び界面活性剤	油脂製品 石けん 洗顔・ボディ用身体洗剤 合成洗剤 柔軟仕上剤 漂白剤 酸・アルカリ洗剤 クレンジー 界面活性剤	脂肪酸 精製グリセリン	従事者十名以上のもの		化学月報
	化粧品	香水・オーデコロン 頭髮用化粧品 皮膚用化粧品 仕上用化粧品 特殊用途		従事者三十名以上のもの		化粧品月報
	塗料及び印刷インキ	塗料 シンナー 印刷インキ 印刷インキ用ワニス	一般インキ <u>新聞インキ</u>	従事者十名以上のもの		化学月報

		メタノール系有機薬品 可塑剤 その他の有機薬品 <u>写真感光材料</u>	ホルマリン <u>塩化メチル</u> <u>塩化メチレン</u> フタル酸系可塑剤 りん酸系可塑剤 <u>エポキシ系可塑剤</u> 蒸留エチルアルコール <u>無水マレイン酸</u> <u>写真フィルム</u>	全部		有機薬品及び写真感光材料月報
		石油化学製品	ポリエチレン ポリスチレン ポリプロピレン 石油樹脂 合成ゴム（合成ラテックスを含む。） スチレンモノマー フェノール ビスフェノールA 無水フタル酸 テレフタル酸 純ベンゼン 純トルエン キシレン <u>オルソキシレン</u> <u>パラキシレン</u> エチレン 酸化エチレン エチレングリコール エチレングリコールエーテル アセトアルデヒド <u>エチルアルコール</u> 二塩化エチレン プロピレン 酸化プロピレン ポリプロピレングリコール エピクロヒドリン イソプロピルアルコール 合成アセトン メチルイソブチルケトン アクリロニトリル アクリル酸エステル 合成オクタノール 合成ブタノール メチルエチルケトン ブタン・ブチレン ブタジエン 分解ガソリン	全部		石油化学製品月報
	プラスチック	プラスチック（石油化学製品月報に掲げるものを除く。）		全部		プラスチック月報
	油脂製品、石けん、合成洗剤等及び界面活性剤	油脂製品 石けん 洗顔・ボディ用身体洗剤 合成洗剤 柔軟仕上剤 漂白剤 酸・アルカリ洗剤 クレンジー 界面活性剤	脂肪酸 精製グリセリン	従事者十名以上のもの		油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報
	化粧品	香水・オーデコロン 頭髮用化粧品 皮膚用化粧品 仕上用化粧品 特殊用途		従事者三十名以上のもの		化粧品月報
	塗料及び印刷インキ	塗料 シンナー 印刷インキ 印刷インキ用ワニス	一般インキ <u>新聞インキ</u>	従事者十名以上のもの		塗料及び印刷インキ月報

改正後

現 行

ゴム製品及びプラスチック製品	ゴム製品	自動車用タイヤ		従事者五十名以上のもの		紙・印刷・プラスチック製品・ <u>ゴム製品月報（その五）</u>
		ゴム製履物 プラスチック製履物 ゴムベルト ゴムホース 工業用ゴム製品 更生タイヤ用練生地 その他のゴム製品（電線被覆を除く。） 再生ゴム		従事者五十名以上のもの		紙・印刷・プラスチック製品・ <u>ゴム製品月報（その六）</u>
	プラスチック製品	プラスチック製品（電線被覆及びプラスチック製履物を除く。）	フィルムシート 合成皮革 パイプ 継手 機械器具部品（照明用品を含む。） 日用品・雑貨 容器 建材 発泡製品 強化製品 <u>防凍・冷化槽</u> その他	従事者五十名以上のもの		紙・印刷・プラスチック製品・ <u>ゴム製品月報（その七）</u>
産業製品、土石製品及び建材	セメント及びセメント製品	セメント クリンカ		全部		<u>産業・建材月報（その一）</u>
		セメント製品	遠心力鉄筋コンクリート製品 空洞コンクリートブロック 護岸用コンクリートブロック 道路用コンクリート製品 プレストレストコンクリート製品 木材セメント板 気泡コンクリート製品	従事者三十名以上のもの		
	ガラス及びガラス製品	板ガラス 安全ガラス 複層ガラス ガラス繊維		全部		<u>産業・建材月報（その一）</u>
	その他の産業製品、土石製品及び建材	耐火れんが・不定形耐火物		全部		<u>産業・建材月報（その一）</u>
		せっこうボード 繊維板 パーティクルボード プレハブ建築用パネル		全部		<u>産業・建材月報（その三）</u>
		炭素製品（炭素れんが、鉛筆用芯、濾過用カーボン、活性炭炭及びその他の日用品を除く。） 研削砥石	電極 ブラシ 特殊炭素製品 炭素繊維	全部		<u>産業・建材月報（その一）</u>
		金属製建具	アルミニウム製建具 スチール又はステンレス製建具	従事者三十名以上のもの		<u>産業・建材月報（その一）</u>
鉱物及び石炭製品	金属鉱物	金鉱		全部		鉱物及びコークス月報
	非金属鉱物	けい石 ドロマイト けい砂		全部		
		石灰石		従事者十名以上のもの		
	コークス	コークス		全部		
	原油及び天然ガス	原油 天然ガス		全部		原油及び天然ガス月報
石油製品	石油製品	石油製品		全部		石油製品月報

ゴム製品及びプラスチック製品	ゴム製品	自動車用タイヤ		従事者五十名以上のもの		<u>ゴム製品月報（自動車用タイヤ）</u>
		ゴム製履物 プラスチック製履物 ゴムベルト ゴムホース 工業用ゴム製品 更生タイヤ用練生地 その他のゴム製品（電線被覆を除く。） 再生ゴム		従事者五十名以上のもの		<u>ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く）</u>
	プラスチック製品	プラスチック製品（電線被覆及びプラスチック製履物を除く。）	フィルムシート 合成皮革 パイプ 継手 機械器具部品（照明用品を含む。） 日用品・雑貨 容器 建材 発泡製品 強化製品 <u>防凍</u> <u>冷化槽</u> その他	従事者五十名以上のもの		<u>プラスチック製品月報</u>
産業製品、土石製品及び建材	セメント及びセメント製品	セメント クリンカ		全部		<u>セメント・セメント製品月報</u>
		セメント製品	遠心力鉄筋コンクリート製品 空洞コンクリートブロック 護岸用コンクリートブロック 道路用コンクリート製品 プレストレストコンクリート製品 木材セメント板 気泡コンクリート製品	従事者三十名以上のもの		
	ガラス及びガラス製品	板ガラス 安全ガラス 複層ガラス ガラス繊維		全部		<u>板ガラス・安全ガラス・複層ガラス及びガラス繊維月報</u>
	その他の産業製品、土石製品及び建材	耐火れんが・不定形耐火物		全部		<u>耐火れんが・不定形耐火物月報</u>
		せっこうボード 繊維板 パーティクルボード プレハブ建築用パネル		全部		<u>ボード・パネル月報</u>
		炭素製品（炭素れんが、鉛筆用芯、濾過用カーボン、活性炭炭及びその他の日用品を除く。） 研削砥石	電極 ブラシ 特殊炭素製品 炭素繊維	全部		<u>炭素製品・研削砥石月報</u>
		金属製建具	アルミニウム製建具 スチール又はステンレス製建具	従事者三十名以上のもの		<u>金属製建具月報</u>
鉱物及び石炭製品	金属鉱物	金鉱		全部		鉱物及びコークス月報
	非金属鉱物	けい石 ドロマイト けい砂		全部		
		石灰石		従事者十名以上のもの		
	コークス	コークス		全部		
	原油及び天然ガス	原油 天然ガス		全部		原油及び天然ガス月報
石油製品	石油製品	石油製品		全部		石油製品月報

改正後

非鉄金属 及び非鉄 金属加工 製品	非鉄金属地金	電気金 電気銀 粗銅 電気銅 粗鉛（副産粗鉛を含む。） 電気鉛 亜鉛		全部		金属・非鉄金属月報（その四）
		シリコンエハ		全部		金属・非鉄金属月報（その二）
		アルミニウム地金 アルミニウム合金地金 アルミニウム二次地金 アルミニウム二次合金地金	精製アルミニウム地金	全部		金属・非鉄金属月報（その一）
	非鉄金属加工 製品	伸銅製品		全部		金属・非鉄金属月報（その一）
		はんだ 銅合金塊		全部		金属・非鉄金属月報（その二）
		アルミニウム粉		全部		金属・非鉄金属月報（その一）
		アルミニウム圧延製品		全部		金属・非鉄金属月報（その一）
		電線・ケーブル	銅裸線 銅線（完成品） アルミニウム線	従事者三十名 以上のもの		金属・非鉄金属月報（その三）
		光ファイバ製品	通信用ケーブル 光ファイバ心線	全部		

現 行

非鉄金属 及び非鉄 金属加工 製品	非鉄金属地金	電気金 電気銀 粗銅 電気銅 粗鉛（副産粗鉛を含む。） 電気鉛 亜鉛		全部		非鉄金属月報
		シリコンエハ		全部		非鉄金属製品月報（シリコンウ エハ、はんだ、銅合金塊）
		アルミニウム地金 アルミニウム合金地金 アルミニウム二次地金 アルミニウム二次合金地金	精製アルミニウム地金	全部		アルミニウム月報
	非鉄金属加工 製品	伸銅製品		全部		非鉄金属製品月報（伸銅製品）
		はんだ 銅合金塊		全部		非鉄金属製品月報（シリコンウ エハ、はんだ、銅合金塊）
		アルミニウム粉		全部		アルミニウム月報
		アルミニウム圧延製品		全部		非鉄金属製品月報（アルミニウ ム圧延製品）
		電線・ケーブル	銅裸線 銅線（完成品） アルミニウム線	従事者三十名 以上のもの		非鉄金属製品（電線・ケーブル ）、光ファイバ製品月報
		光ファイバ製品	通信用ケーブル 光ファイバ心線	全部		